

別記

審議概要

1 公開案件の審議

(1) 議案第1号 北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 谷垣道立学校配置・制度担当局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【谷垣道立学校配置・制度担当局長】

資料1ページを御覧ください。1の趣旨ですが、この教育委員会規則は、令和4年度（2022年度）の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、制定しようとするものです。

次に、2の内容ですが、本年度の入学者選抜において、第2次募集後に第1学年に40人以上の欠員が生じた、(1)に記載の全日制の課程の学校13校と、(2)に記載の単位制による全日制の課程の学校7校の合わせて20校のほか、(3)に記載の第3学年の在籍者数が定員を40人以上、下回った札幌北高校の定時制課程について、本年3月の決定に基づき、それぞれ40人の定員減を行おうとするものです。

3の施行期日ですが、公布の日から施行しようとするものです。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【渡辺委員】

定員減になっている高校を見ると、札幌近郊の学校もあれば、地域に1校しかない学校もありますが、生徒が都市部を志向している、あるいは、地域そのものの人口減が影響しているなど、どのようなことが要因になっているのかについて、お聞かせいただきたいです。

【谷垣道立学校配置・制度担当局長】

要因として考えられることが、いくつかあると思っています。まず、都市部と郡部に共通して、全般的に、通信制の高校に進学する生徒が

増えていることで、それが、公立の全日制課程の生徒の減につながっているものと考えています。

次に、都市部の学校の要因ですが、高等学校就学支援金により、経費負担の面で公立と私立の差がかなり縮まっているということで、最近、特に都市部で私学志向が強まっていることがあります。石狩学区であれば、今回、合格後に入学を辞退された方が250人以上います。その要因として、高専を選択した方もいるとは思いますが、大部分は、私学を選択したものと考えられます。

そして、郡部の学校の要因ですが、郡部は、元々、他の地域に通いづらい学校が多いので、生徒が行き場所を失わないように、余裕を持って定員を設定しているということがあります。このため、入学見込みを40名程度と設定している学校が多いのですが、その結果として、ちょっとした進路動向の変化が定員減につながってしまうようなケースが生じてきます。例えば、今回定員減になる天塩高校であれば、例年であれば、宗谷管内の幌延町からの入学者が相当数いるのですが、今回は、幌延町から宗谷管内の学校に進学した生徒が多く、その結果、天塩高校に入学する方が少なくなり、定員減となりました。このように、小規模校であれば、進路動向の変化により、結果として定員減になってしまうということがあり、今回も、そのようなケースが生じたということだと考えています。

【橋場委員】

以前から、1学年3クラスから2クラス、また、6クラスから5クラスになる際に、教員の配置が大幅に変わると聞いており、今回もそのような学校があります。恐らく、何らかの手立てをされているとは思いますが、急激な変化によって、生徒の学習環境に悪影響が出ないように配慮をお願いしたいと思います。

【谷垣道立学校配置・制度担当局長】

国の標準法により措置される教員定数は減になるのですが、これまでも、ルールに機械的に当てはめて減にするのではなく、学校の実情をよくお伺いして、教育課程の編成等に影響がないように、必要に応

じて弾力的な取扱いを行っていますので、今回もそのように対応していきたいと思っています。

【大鐘委員】

(1)と(2)の減員は、入学者選抜の結果によるもので、それによって教員の定数が変わるということですが、年度がまたがる中で、教員の調整というのは、どのように行っているのでしょうか。

【谷垣道立学校配置・制度担当局長】

生徒の出願は1月に始まっていますので、その段階で、学級減が予想される学校については、それを見込んだ教員配置を検討しており、なるべく過員配置にならないようにしています。逆に、学級減を見込んでいた学校が、結果として学級減にならなかった場合は、期限付教員で対応するなどして、実際の教員配置に支障がないようにしています。

【川端委員】

(3)の定時制についてです。通信制の高校への進学が増えているなどの要因で減員になっているということだと思いますが、定時制の場合は、4年通わずに単位を取る方などもいると思いますので、多様な生徒がいることも踏まえながら、この先の在り方を考えていただきたいと思っています。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(2) 報告1 令和3年度(2021年度)市町村立学校職員に係る時間外在校等時間(超過時間)の公表について

ア 説明員 伊賀教職員局長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【伊賀教職員局長】

道教委では、これまで、市町村教育委員会に対し、所管する学校の教育職員に係る時間外在校等時間の計測・記録を行うよう指導してきましたが、この度、市町村立小・中学校の時間外在校等時間の状況を取りまとめたので、説明します。

まず、資料1ページの上段ですが、対象期間は、令和3年(2021年)4月から令和3年(2021年)8月までの5か月としています。調査対象は、札幌市を除く市町村教育委員会が所管している小学校、中学校及び義務教育学校です。

なお、本調査は、文部科学省が全国の市町村教育委員会を対象に実施した「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を基礎として実施したため、本調査においても、市町村教委が把握している範囲での回答としています。このため、144市町村から回答をいただいておりますが、その中には、時間外在校等時間の区分別の教職員数は把握しているものの、平均の在校等時間は把握していないといった市町村もあったため、項目ごとに回答市町村数が異なります。

また、教育委員会によっては、事務職員などの教育職員以外の職員が含まれている場合もあります。

次に、中ほどの表を御覧ください。月別の時間外在校等時間の推移についてですが、小学校、中学校ともに最上段の4月が最も多く、特に中学校では、北海道アクション・プランにおける目標値である1か月45時間を超える職員の割合が53.8パーセント、1人当たりの平均時間外在校等時間は50.1時間となっています。5月以降については、いずれの学校種も5割以上が45時間以下で、月平均値も45時間以下とな

っています。

また、8月は調査対象期間中で最も少なく、小学校、中学校ともに概ね9割の職員が45時間以下となっています。

次のページを御覧ください。「1 学校種別による比較」ですが、小学校が青色、中学校が緑色であり、参考として、白抜きで道立高等学校と特別支援学校の状況を併記しています。全体の傾向としては、中学校と高等学校の時間外在校等時間が多く、特別支援学校が最も少なくなっています。

次に、2の小学校の状況と3の中学校の状況は、職種により比較したのですが、(2)の職種別による比較を見ると、小学校、中学校ともに副校長・教頭が突出して多く、8月を除き平均値は月45時間を超過しています。

今後、道教委としては、9月以降の時間外在校等時間についても調査し、継続的に令和3年度(2021年度)の時間外在校等時間に係る年間の推移を把握するとともに、本年度実施を予定している国の勤務実態調査や北海道アクション・プランの取組との関係を詳細に分析し、適切な業務管理を指導するなど、必要な対策を講じていこうと考えています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【渡辺委員】

1ページですが、時期によって学校にいる時間に差がある原因として考えられることについて、お聞かせいただければと思います。

【伊賀教職員局長】

まず、4月の時間外在校等時間が長くなっていますが、これは、年度当初で新入生が入ってきたり、担任する児童生徒が変わったりすることが原因と考えています。6月は、中学校の時間外在校等時間が特に長くなっていますが、これは、部活動の大会等がある時期であることが原因と考えています。そして、8月には、夏休みがありますので、

時間外在校等時間が短くなっているということだと思います。

【渡辺委員】

2 ページ、3 ページの職種別比較を見ると、副校長、教頭の時間外在校等時間が長くなっている一方、主幹教諭や教諭は短くなっていますが、例えば、家に仕事を持ち帰っているというようなこともあるのでしょうか。

【伊賀教職員局長】

まず、副校長・教頭の勤務時間が長くなっている原因ですが、3年に1回実施している勤務実態調査で、教頭の1日の業務を見ると、事務処理が最も多くなっています。その中には、資料作成や調査業務などがありますが、私どもとしては、そのような業務よりも、所属職員への指導や学校運営に関する業務を行ってもらいたいと思っており、事務処理をなるべく減らそうということで、対策を講じているところです。

また、持ち帰り業務についても、勤務実態調査で把握していますが、一定程度あるというのが実態です。ただ、持ち帰り業務は行わないことが原則ですので、減らすように指導、助言をしていきたいと考えています。

【大鐘委員】

今回が初めての調査ということであり、今後、これを基に業務管理を進めていくということだと思います。調査の在り方に関して、教育委員会によって数値の把握の仕方が違うということもあって、統一性に欠けている部分もあったということですので、今後、継続的に実施していくのであれば、調査の精度も高めていく必要があるのかなと思いました。

【伊賀教職員局長】

今回、調査をする中で初めて分かったこととして、私どもとしては、勤務時間の把握や記録というのは、市町村教育委員会や学校長の責務だと申し上げていて、当然、詳しい一人一人のデータを市町村教育委員会で把握しているものと考えていたのですが、今回、それがはっきりできていないということが分かりましたので、今後、一人一人のデ

一タをしっかりと把握して、各市町村教育委員会で対策や個別の指導をしていただくよう、指導助言していきたいと考えています。

【川端委員】

今回は、178市町村のうち144市町村から回答があったということですが、どの市町村も勤務実態を把握しているということからすると、恐らく、一部市町村では、公表されることへの思いなどから、回答を控えたということもあったのかなと思います。

ただ、このような調査は、自分たちの働き方や仕事の進め方を考える上での重要な資料になると思いますので、市町村の方々の理解を得られるように周知していくことができれば良いかなと思いました。

【橋場委員】

今後、調査結果の数字が小さくなっていくことで、現場の教職員の方の精神疾患の状況とどのようにリンクしているのかが見えてくるのではないかと思います。

また、この調査は、教員という仕事にどれだけの方に興味を持ってもらい、この世界に飛び込んできてもらえるかということに、大きく影響するのではないかと思います。

ただ、結果として出てくる数字をきれいにしたいがために、数字の調整が行われ、実態が現れないということは、絶対にあってはならないと思いますので、そうしたことに対応する窓口の整備なども、しっかり検討いただければと思います。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(3) 議案第2号 北海道教科用図書選定審議会に対する諮問について

ア 説明員 中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

本審議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、教科用図書の採択を適切に実施するため、北海道教育委員会の諮問に対する審議・答申を行うことを目的として、毎年度設置しています。本議案は、別紙案のとおり、この審議会に対する道教委の諮問事項についての審議をお願いするものです。

今年度の選定審議会では、資料2ページのとおり、義務教育諸学校で令和5年度（2023年度）に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について、御審議いただく予定です。

具体的な諮問事項は2点あり、1点目は、市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、北海道教育委員会が示す採択基準及び採択参考資料についてです。2点目は、道立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する教科用図書を、北海道教育委員会が採択する場合の基準についてです。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。